

諮問番号：個人情報保護諮問第2号

答申番号：川情審査個情答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成30年3月2日付で行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。
- 2 請求人のその余の主張については、いずれも審査請求の対象とはならないので、本答申では判断を行わない。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本件の請求人である〇〇〇〇氏は、平成29年12月25日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、実施機関に対し、「障害福祉課における請求人に関する全ての記録」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年1月19日付で、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する部分開示決定を行った。その後、実施機関は、同年2月21日、同年3月2日にそれぞれ前決定を取り消し、新たな部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年6月3日付審査請求書を提出し、本件部分開示決定について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年7月3日、条例第30条第1項の規定により、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等（要旨）

1 請求人の請求の趣旨及び理由

- (1) 実施機関の不開示決定の理由には、不備がある。

最高裁判所平成4年12月10日の判決によれば、開示決定等の通知書に記載すべき不開示の理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示

事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは十分でないとしている。

今回の決定は、不開示の理由の提示が十分ではない。

- (2) 当審査会の諮問第27号事件の答申は、本来刑事訴訟法の原則である一事不再理の原則を開示請求についても適用したものであり、審査委員の不作为であり、18年以上も継続して任用されている弊害である。
- (3) 今回の請求においては、前回の開示請求においては開示されたにもかかわらず、当初は開示されず2回目で開示されるなど開示の度に変更され、その判断は安定していない。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成30年7月3日付弁明書により、本件部分開示決定の内容及び理由について、次の通り弁明した。

- (1) 1の(1)については、根拠規定のみを記載したわけではなく、個人情報や相談機関の内容が限定されることがない範囲で、より具体的に記載している。
- (2) 1の(2)については、審査請求に係る部分に該当しない。
- (3) 1の(3)については、以前の開示がどの処分であり、どのような取扱いであったかは不明であるが、今回の部分開示決定は条例に従って行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年7月 3日	諮問書の受理
平成30年8月15日	審議
平成30年8月24日	審議
平成30年9月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年11月6日	審議
平成31年1月31日	審議
平成31年3月12日	審議

平成31年4月23日	審議
令和元年6月4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 理由の提示の不備について

- (1) 開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」については、単に不開示理由として、当該条文を示すだけでなく、その条文の不開示事由のどこに該当するかを示さなければならないとされている。
- (2) 請求人の引用する最高裁判例は東京都の旧条例についての事案であり、当時の条例では、不開示にできる場合と定めた第9条第8号は、長文の条文であり、対象となる文書の種類が13例、不開示にできる場合が6例挙げられていて、条文のみを示されただけでは、対象文書が具体的にどのような文書に該当し、それがどのような理由によって不開示とされたかを知ることはできないものであった。
- (3) しかしながら、川口市の条例で、不開示事由を定める第16条は、7号に分かれて規定され、各号でその対象となる文書や不開示理由が個別に示されていて、その該当各号の記載によっても不開示とされる理由がある程度は具体的に示されることになる。
- (4) さらに、実施機関は、不開示の理由について、該当条項とその条文の内容のみならず、その個人情報につき、許される範囲でより詳しい理由も付加して示している。
- (5) 請求人は、上記(3)と(4)の記載により不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであって、いずれの不開示理由も理由の提示として不十分であるとはいえない。

2 一事不再理に関する請求人の主張について

請求人の主張は、当審査会の過去の諮問事案についての判断や審査会につい

ての批判であり、本件審査請求の対象となるものではない。

3 不安定な判断について

(1) 実施機関における文書開示や不開示の判断が安定していることも必要ではあるが、その時々々の事情の変化等により、その判断が変更されたからといって、これが許されないものではない。

(2) ところで、請求人においては、前回の開示請求と今回の開示請求で実施機関の判断が異なるとの主張をするが、どの文書につき、前回の不開示事由と今回の不開示事由が異なっているかの具体的な主張がなされていないことから、本審査会においてはその判断するための資料がなく、審査をすることはできない。

4 よって、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊